慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	勅撰集の死
Sub Title	The death of Tyokusensyu
Author	中島, 正二(Nakashima, Shoji)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2008
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.95, (2008. 12) ,p.213- 231
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	岩松研吉郎教授高宮利行教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00950001-0213

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

勅撰集の死

中島　正二

1

『古今集』の在原業平母の歌（『伊勢物語』の歌としても名高い）に、

老いぬればさらぬ別もありといへばいよいよ見まくほしき君かな（雑上　九〇〇）[1]

とあるごとく、あるいは、同じく『古今集』の在原業平の歌（同じく『伊勢物語』の歌としても名高い）に、

つひにゆく道とはかねて聞きしかど昨日今日とは思はざりしを（哀傷　八六一）

とあるごとく、死は、「さらぬ」すなわち避けられないものであり、「つひにゆく道」である。所詮、「長期にみれば、人はみな死んでいる」[2]のである。

『古今集』仮名序にいうごとく、和歌が「人のこころをたね」とするものであり、そして、人は「ことわざしげきもの」で「心におもふことを見るものきくものにつけて、（歌を）いひいだせる」のであるならば、さらには、かつて時枝誠記氏が「和歌生活」と呼んだごとく、[3] 和歌が古代、中世においてコミュニケーションないしは社交の具という機能を有していたのであれば、死に関する様々な思い、すなわち悲嘆や死者への追慕、遺族に対する弔意などが歌の主題あるいは作歌の目的となるのはきわめて当然である。勅撰集においても、『古今集』から最後の『新続古今集』にいたるまで、死に関する歌を全く載録していないものはない。

しかし、一方で、死をケガレとする観念が古来存在したこともまた事実である。ゆえに、天皇の御代の頌歌ともいえる勅撰集にケガレである死を載せることは、理論的には問題となりえたはずである。[4] 実際、晴れの場である歌合の題詠において、抽象的な無常（人の死一般）を詠むことはあっても、具体的な死を題としたものはほとんどなかったといってよいだろう。

例外的には、『拾遺集』に載る源相方の、

忠蓮南山の房の絵に、死人を法師の見侍りて泣きたるかた描きたるを見て

契あればかばねなれどもあひぬるを我をば誰かとはんとすらん（哀傷　一三二八）

のように、絵をもとにした詠作においては、具体的な死が詠まれたことはあったろう。しかし、これは余程特殊な例であり、勅撰集に収録された具体的な死は、ほとんどが事実としての死、実在した誰かの死なのである。

2

ところで、現代において、死は、具体的な、実際の誰かの死である場合、直截に、「死んだ」と表現されることは少なく、「亡くなった」「逝去した」といった婉曲表現が用いられるのが普通である。

前近代の公式文書においては、「喪葬令」薨奏条の規定、すなわち、

凡百官身亡者。親王及三位以上称薨。五位以上及皇親称卒。六位以下。達於庶人。称死。

（凡そ百官身亡しなば、親王及び三位以上は「薨」と称せよ。五位以上及び皇親は「卒」と称せよ。六位以下、庶人に達るまでは「死」と称せよ。[5]）

によって、身分や位階によって語（あるいは字というべきか）が使い分けられていた。

『万葉集』の詞書においても、右の「薨」「卒」「死」に、天皇に対する「崩」を加えた四語が使い分けられている。たとえば、

天皇崩後之時倭太后御作歌一首（巻二　一四九）

十市皇女薨時高市皇子尊御作歌三首（巻二　一五六）

石田王卒之時丹生王作歌一首并短歌（巻三　四二〇）

柿本朝臣人麻呂妻死之後泣血哀慟作歌二首并短歌（巻二　二〇七）

のごとくである。[6]

しかし、勅撰集の詞書においては、「崩」「薨」「卒」は全く用いられていない。また、「死ぬ」あるいは「死」という語そのものが使用されることはほとんどない。例外的なものとしては、『拾遺集』の人麻呂歌、

妻の死に侍りて後、悲しびて詠める

家にいきて我が家を見れば玉笹のほかに置きける妹が小枕（哀傷　一三一九）

があるが、これはきわめて特殊な例である。勅撰集の詞書においては概ね「死」は避けられているといってよい。

前置きが長くなってしまったが、小稿は、勅撰集の詞書において、「死」ということばを使用せずに、事実としての誰かの死をどのように表現したのか、ということを考察するものである。

小稿の趣旨とはやや外れるが、歌のことばに少々言及しておくと、事実としての死を「死ぬ」ということばで直截に表現することは勅撰集においてはほとんどなく、通常は、婉曲的な表現を用いる。逆に、歌のことばとして「死ぬ」が用いられる時は、たとえば、『古今集』読人しらず、

吉野河いはきりとほし行く水の音にはたてじ恋ひは死ぬとも（恋一　四九二）

のように、事実の死ではなく、多くは恋情の強調表現である。ゆえに、著名な西行の、

願はくは花のしたにて春死なんその如月の望月のころ（『続古今集』雑上　一五二七）

という歌は、「死ぬこと」をそのまま「死ぬ」ということばで表現している点において、勅撰集の歌としては、独特な歌ということになる。

3

ここで、「哀傷歌」という歌学用語を確認してみるのも無駄ではないであろう。『和歌大辞典』「哀傷歌」の項目には、[7]

人の死を傷む歌が中心であるが、広く人生の無常を観相する歌や釈教歌をも含む。部立としては中国の文選に発し、勅撰漢詩集の文華秀麗集に継承され、歌集でもそのまま採用して、古今集以下の主要な部立となった。（中略）古今集に入ると、死に直面する折の感懐歌が含まれ、拾遺集では出家の際の感懐や無常感を詠む釈教歌的要素も混在させるが、後拾遺集・千載集で再び純化されたのち、新古今集では理念的な歌をもとりこんだ多様性をみせるようになる。現実感情に最も強く根ざす部立であり続けながら、一方で理念性も混融していった。

とある。つまり、部立としての哀傷歌には、死に関する歌だけではなく、無常を詠んだ歌や釈教歌も採られたということだ。

ところで、哀傷歌が独立した巻となっているものは、『古今集』、『拾遺集』、『後拾遺集』、『千載集』、『新古今集』、『続古今集』、『続千載集』、『続後拾集』、『新千載集』、『新拾遺集』、『新続古今集』であり、「慶賀」とともに一巻をなしている『後撰集』を加えると、あわせて十二集である。残りの九集では主に雑歌の中に死に関する歌を載録している。

ただし、哀傷巻を有する勅撰集において、死に関する歌であれば必ずそこに採られたかというとそうではない。たとえば、『後撰集』の、

助信が母身まかりてのち、かの家に敦忠朝臣のまかりかよひけるに、桜の花の散りける折にまかりて木のもとに侍りければ、家の人の言ひ出だしける

今よりは風にまかせむ桜花散るこのもとに君とまりけり（よみ人しらず　一〇五）

は、春下巻に採録されており、また、『拾遺集』の、

左大臣女御失せ侍りにければ、父おとどのもとにつかはしける

いにしへをさらにかけじと思へどもあやしく目にもみつ涙かな（天暦御製　九九一）

は、恋五巻に収められている。死に関する歌であれば当然に哀傷巻に入るというのではなく、作歌状況や歌の中のことば、あるいはそれ以外の理由によって、他の巻に採られることもあったことが確認される。

少々迂回してしまったが、死の表現を考察する上で、基本的に、哀傷巻を有する集はその巻、有しない集では雑歌巻に言及していくが、上記のごとき、他の巻にも存する死に関する歌も視野に入れていることを一応述べておく。

4

和歌の前には人は平等である。[8] 勅撰集においては、「高き賤しき、人をきらはず」（『新古今集』仮名序）、歌は扱われる。しかし、集によって方針の細かい相異はあるが、人名表記については、身分、位階や官職に応じて、「姓名のみ」とか「官職名＋名」とかいった区別が存した。たとえば、「紀貫之」「源俊頼朝臣」「前中納言定家」「後京極摂政前太政大臣」などのごとくである。

また、同様に、集による微妙な差異は存するものの、詞書において、天皇や上皇、皇后、皇太后、女院など（以下「天皇等」と略記することもある）には敬語が用いられるが、臣下[9]には決して敬語は使用されない、といった区別があった。たとえば、臣下であれば「見る」となるのが、天皇等であれば「御覧ず」となる。

ようやく小稿は本論に入ってきたが、死に関しても、「～給ふ」といった、尊敬表現の使用の有無の原則は上記のごとくだが、注意したいのは動詞部分である。『万葉集』における「崩」「薨」「卒」「死」の区別のように厳密ではないが、勅撰集を通覧すると、死を意味することばの使い分けがおぼろげながら見える。

『古今集』から通史的に見ていく。

『古今集』哀傷巻では、死者が「堀河太政大臣」あるいは「河原大臣」といった貴顕者であっても区別なく、臣下にはすべて「身まかる」（十七例）が用いられている。天皇に関しては「諒闇」「御国忌」によって表現されており、死そのものの表現はない。[10] ただ、巻十九「雑体」に収載されている、伊勢の長歌（「短歌」）の詞書には、「七条の后失せ給ひにけるのちによみける」とあり、[11]『古今集』では、「身まかる」「失す」の表現が使用されていることが確認できる。

『後撰集』では、「身まかる」（九例）「亡くなる」（五例）「失す」（一例）「なくなす」（一例）「隠る」（一例）、間接的な表現としては「おはしまさで」（二例）が見られる。このうち、「失す」は、「先坊失せ給ひて」と尊敬語をともなっている。また二例の「おはしまさで」の主語は醍醐天皇である。「隠る」の主語は「女四のみこ」である。「身まかる」「亡くなる」「なくなす」は概ね死者が臣下の場合であるが、「亡くなる」の用例の一つは、伊勢の、

一つがひ侍りける鶴の一つが亡くなりにければ、とまれるがいたくなき侍りければ、雨の降り侍りけるに

鳴く声にそひて涙はのぼらねど雲の上より雨と降るらん（一四二三）

とあるように、鶴の死に関するものである。管見によれば、勅撰集の哀傷巻収載歌で動物の死に関する唯一の例である。動物であっても、「死ぬ」は憚られたようである。

『拾遺集』では、「亡くなる」（十四例）「後る」（七例、ただし、その内五例は「まかり後る」）「隠る」（六例）「失す」（三例）「身まかる」（一例）のほか、前述の「死ぬ」（一例）がある。このうち、「隠る」は、「隠れ給ふ」というように尊敬語をともなっているのが二例（村上天皇・中宮安子）、「まかり隠る」となっているのが四例（いずれも主語は臣下）

である。「失す」の例のうち二つは「失せさせ給ふ」（主語は朱雀院）「失せ給ふ」（主語は太皇太后）というように尊敬語をともなっている。他の、「身まかる」「亡くなる」「後る」[12]は臣下が主語である。ちなみに、「まかり後る」「まかり隠る」は『拾遺集』以外の集には見られない。

『後拾遺集』では、「身まかる」（十三例）「亡くなる」（十例）はいずれも死者は臣下で、「後る」（十一例）も敦道親王の一例を除くとすべて死者は臣下である。「失す」（六例）はすべて尊敬語をともなっており、「失せたまふ」（一例・皇太后宮）のほか、五例は「失せさせたまふ」と最高敬語となっている（一条院・円融院法皇二例・皇后・中宮）。「隠る」（六例）の二例は死者は臣下（橘則長・藤原義孝）で、四例が尊敬語をともない「隠れたまふ」となっている（弘徽殿中宮・皇后・三条院の皇后宮・入道一品宮）。

ここで、少々途中経過を見ておくならば、死の表現として多く使用されるのは、「身まかる」「亡くなる」「後る」「隠る」「失す」の五語である。このうち、「身まかる」「亡くなる」「後る」は天皇等には用いられず、天皇等の死は「隠る」「失す」によって、尊敬語を加えて用いて表現されるという区別が存するようである（少々細かくいえば、「失す」の尊敬表現は「失せ給ふ」「失せさせ給ふ」の二通りがあるが、「隠る」の方は「隠れ給ふ」のみで「隠れさせ給ふ」の例は、四集には見られない）。臣下の死には上記の五語が用いられるが、以上の四集の範囲では、特に身分や官職などによる区別は見出せない。たとえば、先述のごとく、『古今集』では「堀河太政大臣」（八三一）でも「身まかる」が用いられた。また、『後拾遺集』でも、

一条摂政身まかりて、後のわざのことなど果てて、人々、ちりぢりになり侍りければ

今はとて飛び別るめる群鳥の古巣に一人ながむべきかな（少将藤原義孝　五六七）

「摂政」にも「身まかる」を用いている。

以下、上記の五語にしぼって用例を検討する。[13]

5

『金葉集』[14]には哀傷巻はなく、雑下巻に死に関する歌が載録されている。「身まかる」（二例）「後る」（三例）「失す」（二例）はすべて臣下の死である。「隠る」は五例あり、そのうち、尊敬語「給ふ」「おはします」をともなうのが三例で、死者は女院、女御である（天皇、上皇の死はない）。尊敬語をともなわない二例は「藤原公実」「人のむすめ」である。「亡くなる」の用例はない。

『詞花集』も哀傷巻はなく、雑下巻に死に関する歌が載録されている。「身まかる」（七例）「後る」（五例）は臣下の死、「隠る」（三例）は「隠れ給ふ」（一例）「隠れさせおはします」（二例）というようにすべて尊敬語をともない、天皇等の死を示している。「隠る」に二重敬語が初めてついたのが注目される。「亡くなる」「失す」の例はない。

『千載集』では、「身まかる」（十六例）「亡くなる」（二例）はすべて臣下について用いられる。「後る」は二例で、その一例は「弾正尹為尊親王」である。「隠る」の十六例のうち、九例が「給ふ」「させ給ふ」のような尊敬語をともなった、天皇等の死に関するものである。もう少し詳しくいえば、「枇杷皇太后宮」だけが「隠れ給ふ」、他は「隠れさせ給ふ」である。以後の集では一般的になる「隠れさせ給ふ」という形の初出である。さらに、ここで留意してよいと思料

されるのが、他の、尊敬語をともなわない「隠る」の七例で、煩を厭わず死者を列挙すれば、大納言忠家・恒徳公・右衛門督基忠・大炊御門右大臣・後入道法親王・贈皇后苡子・仁和寺法親王道性、というように、全てではないが、比較的高位者に限られる傾向が見えそうである。ただ、「身まかる」が用いられている死者の中にも、大納言公実・大炊御門右大臣がいるので、統一された、厳密なものではない。「失す」の例はない。

『新古今集』では「身まかる」（二十四例）「亡くなる」（六例）「失す」（三例）はすべて臣下が死者である。「後る」は四例のうち、一例が「弾正尹為尊親王」の死を示すものである。「隠る」（十七例）に関しては、天皇等の死をすべて「隠れ給ふ」（八例）とし、「隠れさせ給ふ」を全く用いていない点が注意されよう。ただし、雑中巻の式子内親王歌に、

後白河院隠れさせ給ひて後、百首歌に

斧の柄の朽ちし昔は遠けれどありしにあらぬ世をも経るかな（一六七二）

という例があり、集全体で統一されているわけではない。また、『千載集』と同様に尊敬語のない「隠る」の九例の死者を列挙すると、覚快法親王・枇杷皇太后宮・恒徳公・僧正明尊・六条摂政・従一位源師子・禎子内親王・女御・権中納言道家母、であり、他集では尊敬語をともなって遇される「枇杷皇太后宮」がここではそうではないのが不審だが、比較的高位者に限られる傾向は見える。ただ、「身まかる」に「小野宮右大臣」の例、「失す」に「久我内大臣」の例があるので、大臣・摂関等がすべて「隠る」と表現されるわけではない。

『新勅撰集』には哀傷巻はないので、雑三巻を見ていく。「身まかる」（十例）の死者はすべて臣下で特に貴顕の者はない。

「隠る」の十一例のうち、天皇等についてはすべて「隠れさせ給ふ」（六例）であり、「隠れ給ふ」はない。尊敬語のない「隠る」（五例）の主語は、九条右大臣・貞信公・式部卿敦慶親王・従三位能子・後京極摂政、であり、前二集に比してより明確に高位者であることが見て取れる。「亡くなる」「後る」「失す」の例はない。

『続後撰集』にも哀傷巻はないので、雑下巻を見ていく。「身まかる」（十二例）のうち、「兵部卿敦固親王」以外は死者は臣下である。その中では猪隈入道関白・入道太政大臣、が貴顕者である。「隠る」の六例のうち、天皇等はすべて「隠れさせ給ふ」（三例）と表現される。尊敬語のない「隠る」（三例）は、女御藤原述子・道助法親王・女御多賀幾子、である。「亡くなる」「後る」「失す」の例はない。

『続古今集』では、「身まかる」（十七例）はすべて臣下で、大臣・摂関といった高位の者は含まれない。「隠る」（十二例）のうち、尊敬語をともなうのが九例で、いずれも天皇等である。「待賢門院」だけが「隠れさせ給ふ」と表現されており、他は「隠れ給ふ」（八例）である。これは『新古今集』を意識していると思料される。[15] 尊敬語のない「隠る」（三例）は、建皇子・女御述子・贈皇后宮、である。「亡くなる」（二例）のうち、一つは「式部卿敦慶親王」である。また、「失す」の二例の主語はいずれも「九条左大臣」である。「後る」の例はない。

『続拾遺集』にも哀傷巻はないので、雑下巻を見ていく。「身まかる」（十七例）「亡くなる」（一例）はすべて臣下。「身まかる」の死者には、九条左大臣・従一位倫子・冷泉太政大臣、が含まれている。「隠る」の十三例のうち、尊敬語をともなうのはすべて「隠れさせ給ふ」という形で、八例。ともなわない五例は、弾正尹為尊親王・法成寺入道前摂政・道助法親王・九条左大臣・仁助法親王、である。「後る」「失す」の例はない。

『新後撰集』にも哀傷巻はないので、雑下巻を見ていく。「身まかる」（十七例）は「性助法親王」以外はすべて臣下

である。その臣下には、西園寺入道前太政大臣・九条左大臣・九条内大臣、が含まれている。「後る」（一例）は臣下。「隠る」の九例のうち、尊敬語をともなうのはすべて「隠れさせ給ふ」という形で、五例。ともなわない四例は、後京極摂政・性助法親王・普光園入道前関白・道助法親王、である。「亡くなる」「失す」の例はない。

6

『玉葉集』にも哀傷巻はないので、雑四巻を見ていく。「身まかる」（十八例）「亡くなる」（五例）「後る」（六例）はすべて臣下である。「身まかる」の例の中で大臣・摂関としては、「後京極摂政」の一例がある。「隠る」（三十九例）のうち、尊敬語を用いるのは「隠れさせ給ふ」（二十六例）がほとんどであるが、「隠れ給ふ」も二例ある（枇杷皇太后宮・小一条皇后宮）。尊敬語を用いない「隠る」（十一例）は、本院女御・式部卿重明親王・女御熙子女王・近衛関白・仁助法親王・六条摂政・中務卿宗尊親王・九条内大臣・徳大寺左大臣・歓喜苑前摂政・後一条関白、である。「失す」の七例のうち、『後拾遺集』以来となる尊敬語をともなった例、「失せ給ふ」（一例・七条后）「失させ給ふ」（四例・中宮・一条院・後嵯峨院・後深草院）が見られる。尊敬語をともなわない「失す」の二例はいずれも女御である。

『続千載集』では「身まかる」（二十五例）「後る」（二例）「失す」（一例）はすべて臣下である。「身まかる」には「後近衛関白前右大臣」の例がある。「隠る」（八例）で尊敬語をともなっているのはすべて「隠れさせ給ふ」の形で七例ある。尊敬語をともなわない「隠る」（一例）は「入道一品親王深性」である。「亡くなる」の例はない。

『続後拾遺集』では、「身まかる」（十五例）「亡くなる」（二例）「失す」（一例）はすべて臣下。「身まかる」の中には、謙徳公・近衛関白・歓喜園摂政、の例がある。「隠る」の二例は「隠れさせ給ふ」。「後る」の例はない。

『風雅集』には哀傷巻はないので、雑下巻を見ていく。「身まかる」（十二例）はすべて臣下であり、その中には、後一条入道関白・後京極摂政・後西園寺入道前太政大臣・深心院関白、の例がある。「亡くなる」（九例）もすべて臣下だが、この中には「後西園寺入道前太政大臣」も含まれており、大臣・摂関に対してこの語が用いられる勅撰集唯一の例である。「隠る」（十六例）はすべて「隠れ給ふ」の形である。これは『続古今集』同様、『新古今集』を意識していると思料される。[16]「失す」（二例）では尊敬語をともなう「失せ給ふ」が一例見られる（亀山院）。「隠れ給ふ」にせよ「失せ給ふ」にせよ、天皇等に対して二重敬語（最高敬語）ではなく、通常の尊敬語であることは注意される。ただし、たとえば、伏見院の歌に、

初春の心をよませ給ひける

霞立ち氷も解けぬ天地の心も春をおしてうくれば（春上　六）

とあるように、他の巻では二重敬語が用いられており、集全体に統一されているわけではない。「後る」は使用されていない。

『新千載集』では、「身まかる」（二十二例）「後る」（三例）「亡くなる」（二例）はすべて臣下。「身まかる」の中には「大炊御門前内大臣」の例がある。「隠る」（二十二例）は、「隠れ給ふ」（一例）「隠れさせ給ふ」（十六例）、尊敬語のない「隠る」（五例）である。「隠る」の死者は、三縁院入道前関白左大臣・後一音院入道関白・近衛関白・法仁法親王・弘徽殿女御、である。「失す」は一例で、「失せ給ふ」（女御）の形である。

『新拾遺集』は、「亡くなる」（一例）「後る」（一例）「身まかる」（十例）はすべて臣下で、大臣以上の者はいない。「隠る」十九例のうち、「隠れ給ふ」は一例（日並皇子）で、天皇等は「隠れさせ給ふ」（十一例）。尊敬語のない「隠る」の七例は、六条内大臣・等持院贈左大臣・清慎公・入道二品親王性助・後一条入道前関白・浄土寺入道前太政大臣・中園入道前太政大臣である。「失す」の例はない。

『新後拾遺集』には哀傷巻はないので、雑下巻を見ていく。「身まかる」（四例）「後る」（一例）はすべて臣下である。「身まかる」の一例は「後近衛関白」。「失す」二例のうち、尊敬語をともなっているのは「失せ給ふ」の一例（前坊）。「隠る」「亡くなる」の例はない。

『新続古今集』では、「身まかる」（十三例）「後る」（一例）はすべて臣下である。「身まかる」の中に、九条内大臣・養徳院贈左大臣、の例がある。「隠る」の五例のうち、尊敬語をともなっているのは「隠れさせ給ふ」の形である（三例）。尊敬語のない「隠る」の二例は、等持院贈左大臣・中園入道前太政大臣、である。「失す」の一例は、「失せさせ給ふ」である（花山院）。「亡くなる」の例はない。

7

縷々述べてきたが、まとめてみたい。

臣下の死については「身まかる」「亡くなる」「後る」「隠る」「失す」の五語が用いられた。その中でも、「身まかる」が群を抜いて多く、全体では臣下の死の六割近くを占め、これが用いられていない集はない。そして、大臣や摂関から一般庶民に至るまで使用できた。もともと「身まかる」は平安期の散文にはほとんど用いられず、またそもそも「身＋

罷る」という、へりくだった表現であったため、[17] 散文とは異なった言語世界であり、天皇等以外の尊敬表現が禁じられた勅撰集の詞書における死の表現として、もっとも相応しいと考えられたのではないだろうか。その点、「亡くなる」は、散文ではありふれた表現であり、また尊敬の補助動詞「たまふ」が接続する例も珍しくはなく、「身まかる」に比べるとへりくだった感じは薄かったのであろう。

「後る」の場合は、死者とその近親者や側近者との相対的な、あるいは私的な語なので使用が限られ、また、表現がやや回りくどくなるため、おのずから用例も少なくなったのであろうか。天皇等の死については用いられなかったというのも、相対的、私的という語感を避けるためだったのかもしれない。

「隠る」「失す」の二語は臣下だけではなく、尊敬語をともなって天皇等にも使用された（逆にいえば、「身まかる」「亡くなる」「後る」が天皇等に用いられた例はない）。「隠る」の臣下の使用例を見ていくと、『千載集』以降は貴顕者に限られていく大まかな傾向が確認された。散文の例でも、「死」を意味する場合に限っては、ほとんどが「隠れ給ふ」「隠れさせ給ふ」として用いられた語であるから、他の語に比して、重みが感じられたのであろう。[18]

なお、天皇等に対しては『千載集』以降は二重敬語をともなった「隠れさせ給ふ」が一般的になっていくが、『新古今集』およびその影響と思料される『続古今集』『風雅集』がすべてあるいはほぼすべて「隠れ給ふ」にしている点は注意される。

「失す」も、臣下にも使用され、尊敬語をともなって天皇等にも使用されたが、用例は遥かに少なかった。散文において「隠る」が尊敬語をともなうのが普通であったのに対し、「失す」は必ずしもそうではなかったため、重みの点でややもの足りない感じがしたのかもしれない。

そして、「身まかる」と「亡くなる」の関係と併せて考えると、婉曲表現とはいえ、存在の消滅を示す「亡くなる」「失

す」よりも、目に見えないが他所にいるという意味の「(身)まかる」「隠る」の方が、より和らげた表現と感じられたのかもしれない。

注

(1) 歌、詞書等の引用は『新編国歌大観』(CD-ROM版)による。各作品の伝本間の本文異同、撰集資料との異同については、論旨の都合上、考察外とした。なお、引用に際して、読み易さを考慮して、仮名を漢字に改めたり、逆に漢字を仮名に改めたりした個所がある。引用個所に適宜傍線を施した。

(2) ジョン・メイナード・ケインズのことば。

(3) 『言語生活論』(岩波書店、一九七六年)。

(4) もちろん、ここで理論的な問題を発展させようというのではない。勅撰集とは政治的産物なのであり、政治とは人間や社会の、理論では割り切れない混沌とした有り様に向き合うものである。ゆえに、勅撰集は、釈教歌と神祇歌とが共存するという矛盾(撰者たちは矛盾とは思わなかったろうが)をかかえ、タテマエでは非難されるはずの不倫の恋の歌も載せる、「清濁併せ呑む」ものなのである。身も蓋もない結論だが、人は、死に関して歌を詠む以上、それを除外しないのである。少々贅言すれば、政治であるがゆえに、勅撰集は「政治的な問題」には敏感とならざるを得ない。朝敵は「よみ人知らず」となり、配流された上皇の歌は除かれ、武家への配慮は欠かせない、など。

(5) 日本思想大系による。

(6) ただし、注釈書を参照すると、これらの漢字の読み方には違いがある。少々例をあげると、

(ア) 中西進氏『万葉集全訳注原文付』→「崩」「薨」は「かむあがります」、「卒」「死」は「みまかる」

(イ) 阿蘇瑞枝氏『萬葉集全歌講義』→「崩」は「かむあがります」、「薨」は「こうず」、「卒」「死」は「みまかる」

(ウ) 伊藤博氏『萬葉集釋注』・新潮古典集成・小学館新編古典全集→「崩」は「かむあがります」、「薨」は「こうず」、「卒」は「みまかる」、「死」は「しぬ」

(エ) 岩波新古典大系→「崩」は「ほうじたまふ」、「薨」は「こうず」、「卒」は「しゆつす」、「死」は「しす」

というように、アは和語で統一しており、また、ウ、エは四つそれぞれに異なる読みをつけている。それぞれの注釈者の方針がうかがわれるが、四つの読みが確定できないということでもある。

(7) 明治書院、一九八六年。この項目は松野陽一氏の執筆。

(8) 渡部昇一氏の造語「和歌の前の平等」による。『日本語のこころ』(講談社現代新書、一九七四年)。

(9) 小稿では天皇・皇族以外をまとめて「臣下」とする。ゆえに庶民と呼びうる人も「臣下」とする。また、詞書だけでは身分等は不明であっても、明らかに天皇・皇族とは考えられない場合、たとえば、「あるじ身まかりにける人の家の梅花を見てよめる」(『古今集』八五一　貫之)の「あるじ」なども「臣下」とみなしている。

(10) 小稿では、「忌み」「思ひ」などの死後の営みは除外している。

(11) この歌の場合、内容的には哀傷巻に入るのがふさわしいが、長歌であるがゆえに、雑体巻に入ったのであろう。

(12) なお、「後る」の場合、厳密に言えば生き残った側が主語であるが、便宜上、「〜に後る」の「〜」にあたる死者を主語とみなした。以下同様。なお、この語の場合、敬意は「〜に後れたてまつる」というように謙譲語を添えることで表現できる。私家集では、たとえば、『敦忠集』に「醍醐の帝に後れたてまつりて」(九)とあるように、天皇等に対して「後る」が用いられる例が見出せる。

(13) 『金葉集』以降において用例が少ないため、本論では言及されなかった語としては、「絶え入り失す」「限りに見ゆ」「先立つ」「入滅す」「終はる」「終はりを取る」などがある。いずれも臣下に対する語である。

(14) 以下の記述は二度本による。

(15) 作品名で一目瞭然だが、『続古今集』仮名序において、『古今集』『新古今集』が意識されていることが述べられている。表記においても、天皇の歌を、他集では通常「御製」と示すところを、『続古今集』では「御歌」としており、これも『古今集』『新古今集』の影響であろう。

(16) 『風雅集』仮名序には「これによりて元久の昔の跡を尋ね」とあり、『新古今集』に対する意識が明示されている。また、『風雅集』でも、天皇の歌を「御製」ではなく「御歌」としている。

(17) 『竹取物語』『伊勢物語』『大和物語』『蜻蛉日記』『源氏物語』『夜の寝覚』『浜松中納言物語』『狭衣物語』などの主な平安散文作品には「身まかる」の例はない。中世後期以降になると、へりくだる意味が感じられなくなったのか、「身まか

り給ふ」という表現が散見されるようになる（擬古物語『白露』、細川幽斎『衆妙集』など）。

(18) 近代においても「ああ、ああ、天子様もとうとう御かくれになる」（夏目漱石『こゝろ』角川文庫）のように使われている。